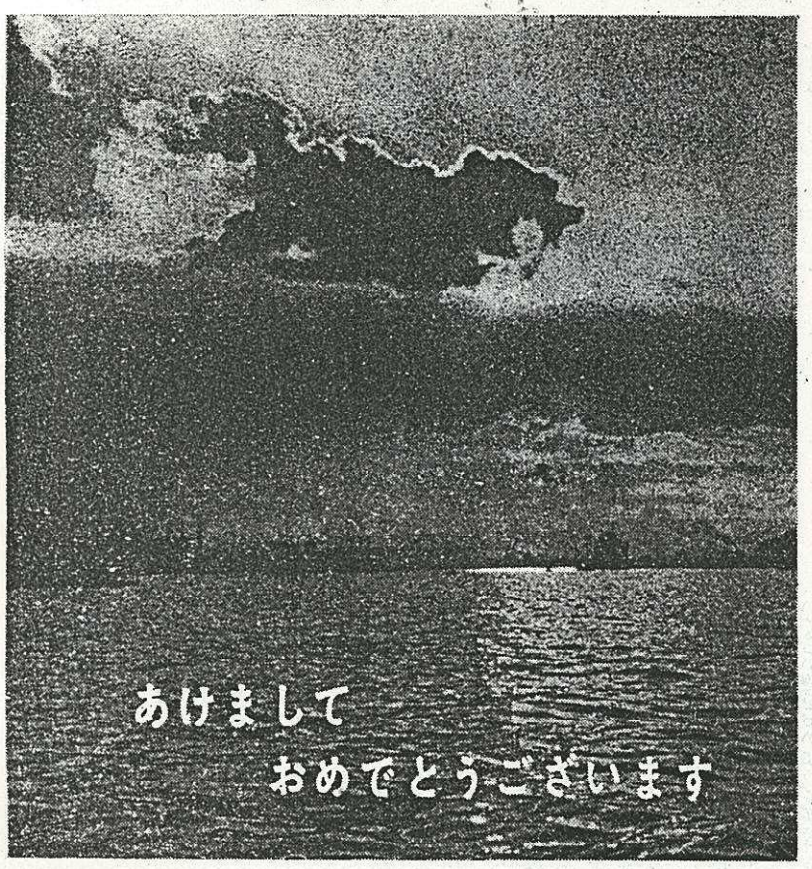

12月定例会

昭和三十七年度決算を認定

水道関係条例など八十六議案を可決

十二月定例市議会は、九日に開かれ、二十九日に終りました。

提出された議案は、三十七年度旧五市、北九州市決算をはじめ、三十八年度追加更正予算、水道関係条例、定数条例の一部改正、職員厚生会に関する条例など九十五件にもおよびました。

この九十五議案は、一部即決したものを除き、決算関係の議案は決算特別委員会を設置し、その他の議案は各常任委員会で、それぞれ慎重な審査を行なって、可決しました。

常任委員会では、水道関係条例に定められている水道料金、定数条例の一部改正、職員厚生会に関する条例などの審査で、質問や意見が続出し、審査に慎重を期したため五日間会期が延長されました。

北九州市議会だより

編集発行
北九州市議会事務局
北九州市戸畑区新池町7の3
TEL (88) 2551・3551
内線—161—
印刷所
太平印刷株式会社

全世帯配布

早く市内通話制に

政府、電々公社などに意見書

合併して10カ月すぎましたが、市内の電話は準市内通話制（1分間7円）です。

そこで28日の本会議では、総理大臣、郵政大臣電々公社総裁に大要つぎのような意見書を提出することを可決しました。

「現行の通話制は、市民生活に大きな障害となっているため、各電話加入区域を一区域に統合した市内通話制（一通話に7円）へのきりかえは、百万市民にとっては切実な問題です。

市でも今まで何度か陳情を行ないましたが、莫大な経費を理由にそのままになっていることは、まことに残念です。

他の政令指定市と同様、本市でも1日も早く市内通話制になるよう、強く要望します。」

決算特別委員会

背伸びしすぎて赤字

苦しくなる三十八年度

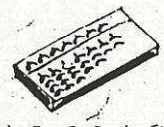

昭和三十七年度の決算は、旧五市（昭和三十七年四月一日から昭和三十八年二月九日まで）と、北九州市（昭和三十八年二月九日から三月三十一日まで）の二本だてで、審査にあたっては、九十五名の委員による決算特別委員会を設け、三つの分科会にわけて行なわれました。

三十七年度の旧五市は、合併を目前にして、建設事業、教育施設の充実、港湾施設の整備、生活環境の改善など、市民福祉の増進と行政水準の向上のため、今までにない多額の費用をふり向けたので、三十六年度の旧五市で合計八億三千八百万円の黒字を出していたのが、三十七年度では、八幡市を除く四市のうち、門司市で一億七千万円、小倉市一億二千三百万円、若松市で二億九千五百万円の歳入不足が生じました。

これは、予算の均衡を計るため、未確定の財源を予算に計上したために生じたものです。

結局、赤字の総計は、十三億四千万円で、これから、三十六年度の黒字八億三千万円を差引いた約五億円の赤字は、新市の財源で埋め合わしたので、三十八年度の市の財政がこれだけ苦しくなったわけです。

決算審査の過程では、意見、要望事項など多数ありました。以下その要旨についてのべてみます。

できるだけ不均衡はなおして

公民館の建設や、運営費について、各区の間に不均衡がありますが、一つの市となったいま、地域的に行政水準や、市民負担の不均衡があってはなりません。

行政水準の向上もさることながら、それ以上に重要なことは、各区間の不均衡を手なおしして行くことです。経過措置などの制約があるとはいえ、このような不均衡はできるだけなおして行くべきです。

廃止に努力するよう土木寄附金制度

いままで市では、市道を舗装する際、土木費寄附金として、地元の市民から寄附を受け、工事費の一部にあてていますが、財政事情、あるいは市民の要望が多いことなどからこのような制度になったことは理解できますが、市道の整備は当然市の責任でされなければならないものです。

この寄付金を一度に廃止することは、いままでの慣行もあって困難とは思いますが、なくして行くよう努力すべきです。

小、中学校の経理は細心に

教育費のうち、小、中学校の経理について、市民の不平不満があることはいなめない事実です。PTAの負担金の解消が、市民から強く要望されているときだけに、特に細かい点にまで注意すべきです。

一例をあげると、教職員の公務出張にあたって、その旅費の一部を、PTAの負担金でまかなったことや、旅行斡旋業者との間に面白くない噂を聞いたりするので、このようなことはきびしくつつしむべきです。

新造船の方が経済的

若戸共同渡船組合の歳出のなかで、燃料費の五百八十五万円、修繕費の五百六十六万八千円は多過ぎます。

そこで節約の方法として、

❶いま使用しているスチーム機関をジーゼル機関に改修すること。

❷老朽船を新造船にかえること。

について所要経費を見積ったところ、約三千二百万円の経費がかかるが、新改造船を運行することによって、人件費と燃用費で約八百三十五万円の節減ができるので、新改造船の償却は案外みじかい期間にできます。

この際、できるだけ早く新改造船にかえるよう。

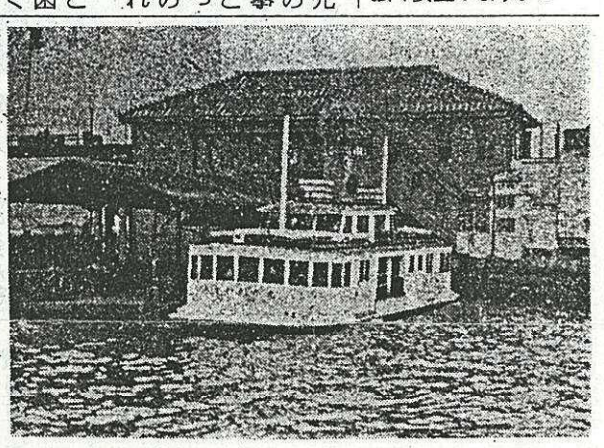

若戸渡船は、第六、第七、第十わかと丸の三せきが就航しています。

第六、第七わかと丸は昭和6年2月以来32年間もはたらき続けています。第十わかと丸は、昭和25年7月就航してから13年になります。写真は第十わかと丸

庁舎建設は三十九年度から

—市長構想—

十二月二十日に開かれた庁舎建設特別委員会で、委員の質問に対して、市長はつぎのような構想を述べました。

❶財政事情などから三十八年度は着工できません。三十九年度には工事にかかれるようにしたい。

❷実用本位だけの設計でなく、百万市民へのサービスの点、庁舎周辺の街造りなども考えており、他の政令指定市の庁舎建設費なども考えあわせてみても、本市の庁舎建設の費用は、二十数億は必要でしょう。

❸建設の位置については、合併協議の結論を尊重します。

褒状褒章を受章されました

（古賀議員）

（石飛議員）

石飛為吉議員（戸畑区）と古賀千城議員（八幡区）は、十一月二十六日監綬褒章を受章されました。

石飛為吉議員は昭和七年以来市会議員として、古賀千城議員は昭和十年以来村会議員あるいは市会議員に選ばれ、公共の福祉に奉仕して地方自治の発展に貢献した功労によるものです。

請願

前号に掲載した請願審査結果のつづきはつぎのとおりです。

請願番号	件名	結果月日
第七十三号	北九州市戸畑区福柳木市営住宅一部払下げについて	継続
第七十四号	道路舗装方について（門司区大久保）	採択 一〇、一五
第七十五号	北九州市各区保護司会並びに同連合会の運営費補助について	〃 〃
第七十六号	道路舗装について（小倉区弁天町一丁目）	〃 〃
第七十七号	道路巾最小限度に縮小方について（戸畑区金福寺通り）	不採択 〃
第七十八号	道路の改良及び側溝の整備について（八幡区日の出町）	採択 〃
第七十九号	北九州市消防団の合併後の運営について	継続
第八十一号	河内道路舗装及び側溝整備について（八幡区）	採択 一〇、一五
第八十二号	八幡区花尾町二丁目道路改修について	〃 〃
第八十三号	八幡区花尾町二丁目市道新設について	〃 〃
第八十四号	戸畑歯科医師会館建設について	継続
第八十五号	排水溝の拡大又は新設について（小倉区到津）	採択 一〇、一五
第八十六号	児童公園設置について（小倉区南小倉）	継続
第八十七号	市の排水溝拡張整備について（小倉区北方）	採択 一〇、一五
第八十八号	市立到津小学校校舎改築並びに私有地買収について	〃 一〇、一八
第八十九号	錦町～永室町線市道舗装について（門司区）	採択 一〇、一五
第九十号	門司区田畑川水路整備の早期完成について	〃 〃

不採択の理由（市道としては最低基準の四メートルは確保しなければならず、そのためには、請願の主旨にはそいがたい。）

（紙面の都合でつづきは次号に掲載します。）

4つの焦点 常任委員会から

水道料金 機構改革 し尿処理 助成金 職員厚生会 をめぐって

六つの常任委員会は、十二月十六日から付託された議案の審査を行ないました。この審査のなかで、水道事業給水条例に定められている二本建ての水道料金、追加更正予算中、小倉区のし尿処理業者に支出する二千二百万円の助成金、定数条例、事務分掌条例の一部を改正して本庁と区役所の機構を一部かえること、職員厚生会に関する条例の四つの問題に論議が集中し、委員会審査の焦点となりました。

慎重な審議をつづける委員会の一こま

なるだけ早く統一したい
水道料金や給水管など

門司区の水道部と北九州水道組合が一しょになって、一月一日から北九州市水道局として発足しました。

このため、必要な水道関係の条例案が十二月定例会に提案され衛生水道委員会で審査されました。

この中で水道料金は、水道事業給水条例に定められており、門司区は八立方米まで百四十円、超過一立方米につき二千三円、他四区は十立方米まで二百四十円、超過一立方米につき三十一円となっています。

委員会ではこの条例案の審査にあたって一本化された水道局の中で、料金は二本だて、給水管もべつべつでは、一本化した意味がないということで質問や意見が集中しました。

委員「このような料金の格差は何時までつづくのですか」

企画室長「タッチゾーンの期間中には解消したいと思っていますがはっきり、何時までということは即答できません」

委員「異状かっ水が起ったときは、門司区と給水管をつなぐのですか。それにしても同じ市の門司区民に高い水が売れますか」

市長「料金は二本建て、給水管や企業の経理まで別で、しかも同じ企業のなかで職員の手当までも違うのでは、人事の交流もできず非常事態の場合など困るのではないですか。いますこし、すっきりとしたものに統一できなかったのですか」

市長「料金、給水の一本化は、いくらか時をおかないと解決できない問題です。

とりあえず組織の一本化を一月一日からにしたものです。

水道料金の問題は、タッチゾーンとは関係はないといわれますが、五市が合併したために、水道部門も合併したのですから、門司区民としては、生活水道をおとさないという点では、タッチゾーンと関係があるものと思います。

なるだけ早く統一するよう努力します」

二重補償です不正業者への助成金

小倉区では、し尿の汲取は区直営と、区の委託を受けた業者の二本建てで行なっています。

し尿処理助成金というのは、この委託を受けた二十三業者の組合に対して、三十八年の八月から、三十九年の三月まで、一千二百万円を補償的なものとして支出するものです。

「小倉市屎尿汲取手数料条例」の第二条には、汲取手数料は、し尿二桶（一荷）三十円、一桶（半荷）十五円と定められていますが業者が汲取る場合、一荷三十円では採算がとれないので、これをおぎなうため助成金として支出するものです。

委員会は、この予算案の審査で「業者の中には、不正に高い手数料を徴収する者もあるので、このような業者にまで助成金を出すことは二重に補償することになる」としてこの問題に論議が集中しました。

委員「小倉区民は、業者に汲取ってもらうと一荷八十円もとられるので、すべて直営で汲取ることを望んでいます。不正な手数料をとっている業者にまで助成金を出すことは二重に補償することになりませんか」

衛生局長「八月から正常な料金で汲取るよう業者に指示し、区民にも呼びかけてきましたので、八月からは不当な料金は徴収されないというたてまえで助成金を出すものです」

委員「不当な料金を徴収した業者には、どのような態度で臨むのですか」

衛生局長「違反した場合は、契約を解除します」

委員「一荷に五十一円かかるという算出基準は、どのような計算でされたのですか。又他四区ではどうなっているのですか」

清掃課長「五十一円の基準は業者から出たものです。門司区では二業者があり、十万円が助成されています。このほか若松区では自治会で一部取扱っています」

委員「若松区でも当然問題となると思いますが」

清掃課長「小倉区では船に積みかえるとき一荷につき十円の手数料を業者が負担しています」

委員「善良な業者、不正な業者といっても具体的にどのような方法で調査するのですか。例えば、バキューム車で汲取った場合、果して一荷かどうかわからないと思いますが」

衛生局長「料金徴収が正しく行なわれるような姿をつくるべきだと思います。そのため人頭割、チケット制なども考えています。

「タッチゾーンとの関係はないのではないですか。四区民の立場に立つと、同じ市内に住みながら門司区民より高い水を飲むことになり、納得がいかないと思いますが」

機構改革は
行政水準向上のために

二月の市議会で、本庁と区役所間の二重行政が問題となったとき、市長は議会に対して「合併の基本方針の上に立って、他の政令指定市などの機構も考えあわせて、効率的な機構を考えていきたい」と回答していました。

そこで十二月の市議会に、定数条例と事務分掌条例の一部を改正して、

❶衛生局、議会事務局、交通局などの人員をへらすこと。

❷区の清掃課をなくして、本庁に清掃部を設け、その下に清掃事務所をおく。

❸区の財政係を廃止し、本庁財政課を強化する。

❹区の観光係をなくして、本庁の観光課一つにまとめる。

という案を出しました。

この案に対して総務財政委員会は、機構改革の根本には、行政水準の向上と、市民サービスの強化がなければならないということですが、これでは水準が低下させる。」

❸区財政事務の統合は、タッチゾーンの精神と反対の方向へ行く考え方で、市民に不安を与える。

❶「合併協議のなかでは、観光行政は各区の特色を生かし行政水準の向上を計るとされていましたが、これでは水準が低下する。」

❷各区の清掃事務を統一して事務能率をあげようとするもので、いままでの水準は低下させません。」

❸「タッチゾーンの精神はこわすことなく、事務を総合的に処理することを目的としたものです。予算編成にあたっては区長の意見は十分とり入れるべきです。

❹各区の特殊性を生かすという合併協議の精神を引きつぎながら、一本化した観光事務を推し進めて行きたい。」

と答弁しました。

しかし委員会は、「行政水準の向上といっても財政のうらずけがなくてはできません。具体的にはどのような方法でやるのですか。」など意見や質問が続出して結論がえられず、「職員厚生会に関する条例案」の審査とともに五日間、会期が延長されて審査が続けられました。

職員厚生会について

「職員厚生会に関する条例案」の審査にあたって、総務財政委員会は要旨つきのようなことを中心に質疑を重ねました。

❶九月定例会で指摘し、要望した点について検討されていない。

❷経費の負担の割合は、事業主千分の十一、会員千分の五となっていますが、地方公務員共済組合法の精神からしても均等負担とすべきである。

❸健康保険組合の給付と重複しているものもあるので、ほかによい方法を考えるべきである。

❹特別厚生資付金について、市中金融機関から市が借入れ、会員に貸付けることについて、委員から指摘されてはじめて明らかにしたのは議会軽視である。

❺この借入れ金の償務の保証は誰がするのか明らかでない。

これに対し納得のいく見解が示されず、長時間にわたって審議がつづけられました。

人事ふたつ

去る十月二十一日逝去された門司区出身の安永定議員のかわりに、同じ門司区出身のつぎの方がたが選任されました。

門司港管理組合議会議員　末永　辰一議員
福岡都市計画地方審議会委員　酒井　保職員

大西杉松議員逝去

十一月十二日、戸畑区出身の大西杉松議員が逝去されました。

議員は、昭和十五年以来、戸畑市議会議員として市政に尽力され、合併後は、衛生水道委員、中小企業対策特別委員として活躍されていました。

大西議員の逝去に対し、十二月定例会の冒頭全議員を代表して、大原議員がつぎのような追悼の言葉を贈りました。

「昭和十五年戸畑市議会議員として当選、以来豊かな経験と優れた識見により、住民福祉の増進と産業発展に遺された大きな功績は敬服するとともに、北九州市の数かずの問題に、貴方の活躍が期待されていたとき、突然永久の旅路につかれたことは、惜しんでも余りあるものがあります。」

質疑 質問

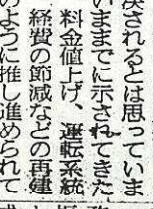

十二月九日、十日の本会議で、一般質問、議案質疑が行なわれました。以下はその要旨です。

市営バズの再建はどのように推進されているか

A議員　市営バスの再建は、短時日で解決されるとは思っていませんが、いままでに示されてきた路線延長、料金値上げ、運転系統の合理化、経費の節減などの再建案は、どのように推し進められているのですか。

市長　運転系統の合理化は、空車や、少数の客を乗せて走る車がないようにするため、北湊に営業所を新設して、ダイヤの改正を行ない、十一月から実施しています。

料金の値上げは、いま申請中ですが、公共料金の値上げ問題とからんでいるだけに難行していますが、赤字を解消し、さらに財源を確保していくことは、市の発展のためにも、みなさんのご協力をえなければなりませんが、合併に尽力されたみなさんの任期の問題とは、必ずしも関連することではないと思います。

一般質問を熱心に傍聴する婦人学級

市議会の解散について

B議員　合併によって、市議会議員の任期が約一年間延長されましたが、残りの任期を一年切り上げて、自主的に議会を解散すると大きな仕事ともなって行こう。具体的には、その一つ一つについて御世話して行きたいと思います。

清掃業務の統一と向上は

D議員　市政に対する市民からの苦情の大半は、清掃業務と下水道事業に向けられています。

五区の清掃業務をどのように統一し、向上させるのですか。

市長　すくなくとも、現在の戸畑区なみにサービスが行き届くよう、他四区の水準を引き上げて行くことが、清掃業務五カ年計画のねらいです。組織を充実しながら努力して行きます。

職員厚生会について

E議員　(1)　職員厚生会は、共済組合の福祉事業を代って行なう機関ですから、厚生会を運営する費用は、共済組合の経費の余ゆう金を当てるべきだと思います。

しかし、職員厚生会に関する条例では、市費で助成することができるようになっているのは、どうしてですか。

(2)　厚生会で、職員に特別貸付を行なうため、市内の金融機関から、一億五千万円の資金を借入れるようになっているそうですが、共済組合と同様、借入れについては制限されているのではないですか。また、この保証はどうなっていますか。

総務局次長　(1)　「職員の共済組合とか、消費生活協同組合とか、互助会など、地方公共団体がこれに負担金、補助金を支出するとか、或いは市が参与している場合は、地方公務員法に規定する厚生制度としてさしつかえない。」

「職員の相互共済および福祉増進をはかるために、職員の厚生、福祉等に関する団体設置の条例を制定することそのものは、地方公務員法第五条の一項、第四十一条の規定に法的根拠がある。」という専門的な説がありますので、このような考え方にもとづいて補助金を出すものです。

(2)　共済組合が預けている金を担保とするのではなく、預けているという事実を見あいにして、厚生会が市中銀行から借入れをし、厚生会の特別厚生資金貸付制度として職員に一定の基準を設けて貸付けをしようとするものです。